

首都大学東京 法科大学院
平成27年度 3年履修課程

小論文 試験問題
(平成26年11月1日実施)

試験時間 午前11時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、①2014年法科大学院全国統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いてください。(①と②の両方が必要です。)机上には、上記受験票、筆記用具、消しゴム、鉛筆削り、時計、眼鏡以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、HB又はBの鉛筆に限ります。(シャープペンシルの使用は認めません。)机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は0点として採点します。なお、マーカーや定規の使用も認めません(答案の下書きや問題用紙への書き込みも含む。)
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って、鞆等の中にしまってください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆等にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて11頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は1枚(両面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。答案用紙の裏面に記載するときは、用紙の向き(上下)に注意してください。
- (10) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。
- (11) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。なお、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。

【問題】 以下の文章は、1970年代前後の土地・住宅問題を素材として、その背景にある「所有権」概念の考察を行うものである（出典は文章の最後に記載している）。この文章を読んで、後の設問に答えなさい。

－文章略－

（石井紫郎「土地の『私有』とは何か」中央公論 1979年6月号 98-109頁（1979年））

* 出題の都合上、本文の一部を省略し、修正を加えた。

【設問】 下線部（「そしてその間隙をぬって、俗流「絶対的所有権」は今日もなお健全である。」）に関して、①著者のいう俗流「絶対的所有権」概念が、法学的「絶対的所有権」概念とはどう異なるのかを説明したうえで、②それがなぜ、今日もなお健全であると著者は考えているか、あなたの言葉で説明しなさい。（1200字以内）